

平成26年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成26年7月14日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年7月14日（月）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實
4番 柳葵 5番 井阪晴美 6番 中林敬 7番 梶谷廣美
9番 井手上治己 10番 尾家富千代
以上9名出席
- 欠席委員 8番 西山一高 11番 井阪征郎
以上2名欠席
- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹
- 関係者
- 議事事項 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化
事業規程変更承認の意見について
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。ただいまより、平成26年度の第4回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本日の出席委員でございますが9名で、欠席委員が2名の、欠席委員8番西山委員、11番井阪征郎委員でございます。高野町農業委員会会議規則第9条による、規定数を超過しておりますので、本日の本会議は成立をしておりますことを、御報告をいたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶をいたします。

高野町長

おはようございます。お足元の悪い中、御参集いただきましてありがとうございます。本日のこの第4回定例会が最後、旧委員での最後の総会となっております。長い間どうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。本日、議案1件と報告1件がございます。どうぞ御審議よろしく願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、5番、井阪委員、7番、梶谷委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出でございますが、高野町農業委員会会議規則第8条の規定により、当会の会長となっておりますが本日、会長が欠席しておるため、柳会長職務代理者にお願いをいたします。それでは、よろしく願いいたします。

柳議長

それでは、議事に従って行います。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業規定変更承認の意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業規定変更承認の意見について、高野町長より農業経営基盤強化促進法第11条の11第3項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので、農業委員会の決定について意見を求める。平成26年7月14日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページ以降ごらんください。

この件につきましては、前回平成24年7月の定例会におきまして、紀北農

業協同組合が農地利用集積円滑化事業を行うため、同規定の承認申請があり、本会においても審議の果て可決をいたしました。その後、町において承認した経緯がございます。

今回につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴い、農地利用集積円滑化事業を実施する組織、今回の場合につきましては、農地利用集積円滑化の事務局が農協の紀北川上農業協同組合でございますが、農地利用集積円滑化事業規定の一部を改正したため、農業経営基盤強化促進法第11条の12の規定により、事業を行う市町村に変更承認を得る必要があるため、同法に基づく承認をする場合、市町村において、農業委員会の決定をしなければならないとなっておりますことから、今回、本農業委員会定例会に付議したものでございます。

改正項目につきましては、先ほどウ申し上げましたとおり、新旧対照表のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律が施行されたことに伴い、農地保有合理化法人という項目がなくなり、新たに農地中間管理機構という項目が、新たに規制できたもので、その分について第4条のほうを、改正をかけておるものでございます。

それに伴い第2項につきましても、農地中間管理機構が行う特例事業及び農地中間管理事業という項目に新たに変更になったものでございます。

あと、第11条においても同じく農地保有合理化法人が農地中間管理機構というふうに変更になったものでございます。

以上で、御審議をよろしくお願いいたします。

柳議長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

御異議なければ、議案第6号について可決したいと思っております。

各委員

(「異議なし」の声あり)

柳議長

次の議題は、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より御説明、お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告します。平成26年7月14日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページでございます。今回2件でございます。

受付番号7番のほうでございますが、住所の所在地は、……………番、地目は畑でございます。面積476平方メートル。

権利の取得者の状況でございますが、……………

の・・・・氏でございます。相続のため権利を取得したものでございます。
続きまして2件目でございますが、受付番号9番でございます。・・・・
・・以下・筆ですか。地目は畑及び田でございます。住所、権利の取得者の
状況でございますが、・・・・・・・・・・、・・・・氏です。これも同じ
く相続による権利取得でございます。

2件とも受理をし、農林水産省令に定める基準に従い申請者に受理通知書
を既に交付しております。

以上で報告を終わります。

柳議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明ありましたが、御意見、御質問などございませ
んか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

柳議長

御意見がなければ、報告第5号について以上とします。

以上で予定していました議案審議は、全て終了いたしました。

その他で、御意見ございませんか。

なかったら、これで閉会いたします。

どうもありがとうございました。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成26年7月30日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 7 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。